

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 6 年 2 月 28 日（諮問第 80 号）

答申日：令和 6 年 8 月 6 日（答申第 80 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

北九州市長が行った不開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

令和 5 年 1 月 30 日付けで個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 77 条第 1 項に規定する開示請求権に基づき行った「北九州市 最高裁判所提出用 手術同意書に無記載の腓骨切断分断分離（レントゲン立証）は同意書違反である開示請求する。術後の診察記録も不存在が立証確定している同意書作成時に〇〇医師は立ち会っていない（アリバイが無い）理由の開示請求。」を対象とする保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求に対して、令和 5 年 1 月 4 日付け北九保健地第 1527 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める（以下「本件審査請求」という。）。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね次のように要約される。

処分庁は、説明責任（法令順守）を、承継を理由に拒否している。これは、法的根拠の無い違法行為である。

手術の同意書と手術の実態に因果関係は成立しない。この手術によりノコギリで腓骨を切断し重症を負わせた。

第 3 処分庁の主張

1 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 審査請求人が開示請求した本件保有個人情報は、平成 24 年（2012 年）に北九州市立医療センター（以下「医療センター」という。）で審査請求人が受けた医療行為に関して、手術の「同意書作成時に〇〇医師は立ち会っていない（アリバイが無い）理由」の文書である。

- (2) 医療センターの運営は、平成 31 年 4 月 1 日に北九州市より地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「病院機構」という。）へ移行した。病院機構の設立時までに北九州市が有していた権利及び義務は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 66 条第 1 項の規定により、病院機構が承継している。
- (3) このため、審査請求人が医療センターで受けた医療行為に関する保有個人情報についても平成 31 年 4 月 1 日付けで承継しており、北九州市は保有していない。
- (4) 審査請求人に対しては、面会・電話等で審査請求人が手術を受けた医療センターを承継している病院機構に説明を求めるよう再三にわたり助言している。

2 結論

よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本件審査請求は理由がないから、棄却を求める。

第 4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和 6 年 2 月 28 日 諮問の受付
- ② 令和 6 年 3 月 26 日 審議
- ③ 令和 6 年 4 月 16 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 6 年 6 月 4 日 審査請求人の口頭意見陳述、審議
- ⑤ 令和 6 年 8 月 1 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象となった本件保有個人情報の不開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のとおり判断する。

1 関係する法令について

(1) 地方独立行政法人法第 66 条第 1 項について

地方独立行政法人法第 66 条第 1 項は、権利義務の承継について定めており、「移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に関し、現に設立団体が有する権利及び義務（当該移行型地方独立行政法人の成立前に設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに係るものを除く。）のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、

当該移行型地方独立行政法人の成立の時に当該移行型地方独立行政法人が承継する。」と規定されている。

(2) 地方独立行政法人法施行令第 18 条について

地方独立行政法人法施行令第 18 条は、権利の承継に係る議会の議決について定めており、「設立団体の長は、法第 66 条第 1 項の規定により移行型地方独立行政法人（法第 61 条に規定する移行型地方独立行政法人をいう。）に承継させる権利（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 237 条第 1 項に規定する財産に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。」と規定されている。

2 本件保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件保有個人情報は、平成 24 年に審査請求人が医療センターで受けた医療行為に関する文書（手術の「同意書作成時に〇〇医師は立ち会っていない（アライバイが無い）理由」が記載された文書）である。

(2) この点、医療センターの運営は、平成 31 年 4 月 1 日に北九州市より病院機構へ移行し、病院機構の設立時まで北九州市が有していた権利及び義務は、地方独立行政法人法第 66 条第 1 項の規定により、病院機構が承継したことが認められる。

(3) 上記承継手続きについては、地方独立行政法人法施行令第 18 条に基づき、北九州市議会平成 30 年 12 月議会に「地方独立行政法人北九州市立病院機構に承継させる権利について」と題する議案が提出され、議決を経ている。

①土地 医療センター等敷地、八幡病院敷地等、旧八幡病院敷地の一部

②建物 医療センター等建物、八幡病院建物等、旧八幡病院建物の一部

③その他 法人設立日（平成 31 年 4 月 1 日）の前日に、北九州市病院事業（医療センター、八幡病院、看護専門学校に係るものに限る）に係る公有財産、物品及び債権

(4) 本件保有個人情報である平成 24 年に審査請求人が医療センターで受けた医療行為に関する文書は、上記(3)③のその他の「物品」に該当すると解される。

(5) よって、本件保有個人情報については、平成 31 年 4 月 1 日付けで医療センターから病院機構へ承継されたことから、処分庁は保有しておらず、他に処分庁が保有していることがうかがえる事情も存しない。

(6) 以上から、当審査会としては、審査請求人が請求する本件保有個人情報が存在するとは認められず、原処分が不存在を理由に不開示と決定したことは妥当と判断する。

3 審査請求人の主張について

当審査会は、個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報の開示決定等に係る審査請求について、審査庁から諮問を受けて事案の調査審議を行った上で答申を行うこととされており、ここでいう具体的な審議内容は、保有個人情報の開示又は不開示の適否についてである。

この点、審査請求人は、「手術の同意書と手術の実態に因果関係は成立しない。この手術によりノコギリで腓骨を切断し重症を負わせた。」と主張しているが、このような主張は当審査会の審議対象ではないことを申し添える。

4 まとめ

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求には理由がないと認められるので、前記第1のとおり判断する。

北九州市個人情報保護審査会

会長	時 枝 和 正
委員	姜 信 一
委員	重 永 西 子
委員	神 原 ゆうこ
委員	川 島 悠 子